

平成27年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成27年11月26日（木） 午後2時 開議

日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第7回定例会）

日程第2 報 告 教育長報告

日程第3 議案第18号 平成26年度教育事務事業点検評価報告書について

日程第4 議案第19号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について

日程第5 報 告 宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第6 その他

議案第18号

平成26年度教育事務事業点検評価報告書について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年11月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第14号の規定により作成する必要があるため、本案を提出します。

議案第19号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年11月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園預かり保育の実施時間を変更するには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「午後6時30分」を「午後6時」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

報 告

宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるには、条例を制定する必要があると、12月定例議会において提案予定の条例案について別紙のとおり報告します。

平成27年11月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機 関	事 務
1 市長	宮古島市予防接種費用の償還払いに関する要綱（平成26年宮古島市告示第43号）による予防接種費用の償還払いに関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	宮古島市妊婦健康診査実施要綱（平成21年宮古島市告示第29号）による妊婦健康診査費用の償還払いに関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成17年宮古島市条例第94号）による母子及び父子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	宮古島市出産祝金交付規程（平成26年宮古島市告示第40号）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	宮古島市こども医療費助成に関する条例（平成17年宮古島市条例第93号）による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	宮古島市「食」の自立支援事業実施要綱（平成19年宮古島市告示第29号）による食関連サービスの利用調整及び配食サービスの実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付要綱（平成17年宮古島市告示第47号）による老人等に対する日常生活用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	宮古島市生きいき教室（介護予防普及啓発事業）実施要綱（平成27年宮古島市告示第21号）による高齢者等に対する介護予防普及啓発に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	宮古島市高齢者見守り事業実施要綱（平成24年宮古島市告示第49号）に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	宮古島市軽度生活援助事業運営要綱（平成17年宮古島市告

	示第75号) による高齢者等に対する生活援助に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	宮古島市高齢者外出支援タクシー利用助成事業実施要綱(平成22年宮古島市告示第11号) による高齢者に対するタクシー利用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	宮古島市緊急通報システム事業運営要綱(平成17年宮古島市告示第59号) による高齢者等に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	宮古島市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱(平成17年宮古島市告示第54号) による高齢者に対するショートステイサービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	宮古島市家族介護慰労金支給事業実施要綱(平成17年宮古島市告示第57号) による要介護者の家族に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	宮古島市福祉電話設置事業運営要綱(平成17年宮古島市告示第62号) による重度障害者及び高齢者等に対する福祉電話の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	宮古島市敬老祝金及び記念品支給要綱(平成17年宮古島市告示第204号) による高齢者に対する敬老祝金及び記念品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	宮古島市介護予防事業実施要綱(平成26年宮古島市告示第70号) による介護保険第1号被保険者に対する介護予防事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	宮古島市介護保険給付に係る交通費助成実施要綱(平成17年宮古島市告示第86号) による交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(平成17年宮古島市条例第100号) による重度心身障害者(児)に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

20 市長	宮古島市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年宮古島市告示第12号）による小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
22 市長	宮古島市軽度・中等度難聴児補聴器助成事業実施要綱（平成27年宮古島市告示第 号）による難聴児に対する補聴器の助成に関する事務であって規則で定めるもの
23 教育委員会	宮古島市就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）による児童及び生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	宮古島市予防接種費用の償還払いに関する要綱による予防接種費用の償還払いに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	宮古島市妊婦健康診査実施要綱による妊婦健康診査費用の償還払いに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による母子及び父子家庭等に対する医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報及び国民健康保険高額療養費関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	
4 市長	宮古島市出産祝金交付規程の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、保育園保育料収納情報及び市民税等収納情報であって規則で定めるもの
5 市長	宮古島市こども医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び国民健康保険高額療養費関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	宮古島市「食」の自立支援事業実施要綱による食関連サービスの利用調整及び配食サービスの実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付要綱による老人等に対する日常生活用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	宮古島市生きいき教室（介護予防普及啓発事業）実施要綱による高齢者等に対する介護予防普及啓発に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	宮古島市高齢者見守り事業実施要綱に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	宮古島市軽度生活援助事業運営要綱による高齢者等に対す	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定める

	る生活援助に関する事務であ って規則で定めるもの	もの
11 市長	宮古島市高齢者外出支援タク シー利用助成事業実施要綱に よる高齢者に対するタクシー 利用の助成に関する事務であ って規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係 情報及び介護保険給付関係情 報であって規則で定めるもの
12 市長	宮古島市緊急通報システム事 業運営要綱による高齢者等に 対する援助に関する事務であ って規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関 係情報であって規則で定める もの
13 市長	宮古島市生活管理指導短期宿 泊事業実施要綱による高齢者 に対するショートステイサー ビスの提供に関する事務であ って規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係 情報及び介護保険給付関係情 報であって規則で定めるもの
14 市長	宮古島市家族介護慰労金支給 事業実施要綱による要介護者 の家族に対する慰労金の支給 に関する事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報、地方税関係 情報及び介護保険給付関係情 報であって規則で定めるもの
15 市長	宮古島市福祉電話設置事業運 営要綱による重度障害者及び 高齢者等に対する福祉電話の 貸与に関する事務であって規 則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係 情報及び介護保険給付関係情 報であって規則で定めるもの
16 市長	宮古島市敬老祝金及び記念品 支給要綱による高齢者に対す る敬老祝金及び記念品の支給 に関する事務であって規則で	住民票関係情報、地方税関係 情報及び介護保険給付関係情 報であって規則で定めるもの

	定めるもの	
17 市長	宮古島市介護予防事業実施要綱による介護保険第1号被保険者に対する介護予防事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	宮古島市介護保険給付に係る交通費助成実施要綱による交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	宮古島市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例による重度心身障害者(児)に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	宮古島市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	療育手帳制度要綱による知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	宮古島市軽度・中等度難聴児	住民票関係情報、地方税関係

	補聴器助成事業実施要綱による難聴児に対する補聴器の助成に関する事務であって規則で定めるもの	情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育に実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、障害者自立支援関係情報、障害児通所関係情報生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
24 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対す

		る手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
25 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、生活保護関係情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60

		年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
29 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、生活保護関係情報、こども医療費助成関係情報、重度障害者医療費助成関係情報、医療保険給付関係情報及び国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
32 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、障害

	サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	者自立支援関係情報、中国残留法人等支援給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び児童扶養手当受給者台帳関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、療養介護若しくは施設入所支援関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの
37 市長	母子保健法（昭和40年法律第	住民票関係情報、地方税関係

	141号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
38 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
39 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項により通知することとされている事項に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報及び介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの

40 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に地方税関係情報、児童手当給付関係情報、介護保険給付関係情報、障害者自立支援関係情報及び中国残留邦人等支給給付関係情報であって規則で定めるもの
41 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険法第20条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの
42 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	主務省令で定めるもの	
43 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、障害者自立支援関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報及び障害者自立支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
44 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援関係情報、児童扶養手当関係情報及び中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条第1項関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 市長	宮古島市出産祝金交付規程による祝金の交付に関	教育委員会	幼稚園保育料収納情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの		
2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	教育委員会	子ども子育て支援関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	宮古島市就学援助事務取扱要綱による児童及び生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、年金関係情報、児童手当関係情報及び児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成1	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	4年法律第162号) による 災害共済給付の支給に関 する事務であって主務省 令で定めるもの		
7 教育 委員会	子ども・子育て支援法(平 成24年法律第65号) によ る子どものための教育・ 保育給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務であ って主務省令で定めるも の	市長	住民票関係情報、地方税 関係情報、生活保護関係 情報、障害者関係情報、 障害者自立支援関係情 報、児童手当関係情報、 児童扶養手当関係情報、 中国残留邦人等支援給付 関係情報及び子ども子育 て支援関係情報であって 規則で定めるもの